

静岡県告示第135号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年3月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

清水加入区（清水区域のしらす船びき網漁業のうち、用宗漁港を水揚港として営む漁業区分）

1 届出年月日

令和2年2月21日

2 発起人の住所及び氏名

静岡市清水区八木間町594-8

薩川 一義

静岡市清水区興津本町823-11

林 真弘

3 区域

清水区域

4 区分

しらす船びき網漁業のうち、用宗漁港を水揚港として営む漁業区分